

歴史決議の舞台裏を読む

矢吹 晋（会員・学術顧問）



新華社通信は〈第三の歴史決議〉について「熱烈な討論が行われた」と伝えたが、これは「草案」に対して、異論が続出したことを示唆している、と読めるのではない。歴史決議は2021年11月11日中国共産党第19期中央委員会第6回全体会議最終日に採決の後、16日公表まで5日間費やしている。字句の修正箇所が多いことから調整に時間を要したのであろうか。

歴史決議の読み方

決議の中心を一言でいうと、習近平をA1「党中央の核心」的地位およびA2「全党の核心」的地位に位置づけたことが一つ。筆者はこれを「二つの核心」論

と名付けた。

もう一つは「習近平思想」をB「新時代の、中国の特徴をもつ社会主義思想」と規定したことだ。A1「党中央の核心」の地位とは、「集団指導体制からなる党中央」の核心の意味であり、習近平を核心とした党中央指導部の意である。いわゆる集団指導体制のもとの総書記の地位は、政治局会議の司会役、まとめ役にすぎず、採決においては他の委員同様に投票権一票をもつにすぎない（中共中央軍事委員会における習近平主席の地位は、法的に別格だ。副主席2名、委員4名、都合7名からなる軍事委員会において、会議招集権および決議案の決定権は、非制服組の習近平中央軍事委員主席（党総書記、国家主席）ただ一人にある。他の

制服組6名、すなわち副主席（許其亮（空軍上将）、副主席（張又俠（上将）、委員1（魏鳳和（上将、國務委員および国防部長）、委員2（李作成（上将、中央軍事委員会連合參謀部參謀長）、委員3（苗華（海軍上将、中央軍事委員会政治工作部主任）、委員4（張昇民（上将、中央軍事委員会紀律檢查委員會書記）たちは、決議を執行する役割を担う。この意味で、人民解放軍ほどクレーダに不向きな軍隊はたぶん存在しない」。しかしながら、「核心に祭り上げる」ことによって習近平のリーダーシップは、別格として格上げされた。

次にA2「全党の核心」的地位とは、党大会の多数によってさえも、習近平の指導的地位を覆すことはできない、下克

上は不可といった意味であろう。この規定は、一見奇妙に見えるが、実はBの規定を言い換えたものだ。すなわち、習近平思想Ⅱ「新時代の、中国の特色をもつ社会主義思想」であり、これを「全党の指導的地位」におく、ことを決議したわけだ。

ここで「新時代」とは、〈21世紀の現代〉の意であることは自明だが、社会主義を形容した「中国の特色」とは何か。これはいくつかの与件を数えられるであろう。

まず何よりも①マルクスは〈先進資本主義国における社会主義革命〉を想定したのに対して、中国は〈帝国主義に篡奪される半植民地、従属国〉であった。マルクスの想定した②ヨーロッパ〈諸国民国家の人口〉は数千万単位であり、4億5億という規模とはスケールが異なっていた。この2点だけを見ても、マルクス主義の直接適用は不可能であり、「マルクス主義の中国化」は不可避であった。

歴史決議はまた、「中国各族人民の共通の願望」として、「中華民族の復興」という課題を掲げている。「中国各族人民」からなる③〈「中華民族」というコンセプト〉がいわゆる nation states を構成する nations と著しく異なる点も明

らかだ。ヨーロッパ「近代化」は、ギリシャ・ローマ文化の復興（ルネサンス）から出発したが、中国の「現代化」もまた④「中華文化の復興」を目指している。

習近平の〈新時代が21世紀を指す〉とすれば、それがデジタル時代であることは明らかだ。そしてデジタル時代の社会主義とは、すなわちデジタル・レーニン主義にほかならない。筆者はこれを「電脳社会主義」と呼ぶよう提案している（矢吹著『中国の夢——電脳社会主義の可能性』花伝社、2018年）。

決議案にもどると、修正箇所は547箇所に上った由だ。全文は約3万6000字だから、ほとんど各節ごとに修正意見が提起され、これを容れて文言の修正が行われたごとくである。決議の原案に対する主な修正要求は、主として①改革开放期（鄧小平時代）の功罪評価と、②習近平が2012年に執政を始めて以来の約9年（習近平時代）の成果をどのようにに評価するかであった、と伝えられる。

決議原案では改革开放期の「負の部分」（たとえば腐敗の蔓延や所得格差の拡大等）を指摘して、習近平による軌道修正を論じていたが、原案に対する批判・反対派は、鄧小平路線の堅持を訴え、安易な軌道修正に異論を述べた模様である。

「熱烈な討論」の末に、習近平指導部が結局、この草案に対する修正箇所を受け入れたことは、批判・反対派に対する「妥協」と読むべきであろう。この文脈では、547箇所の修正は、広義の習近平擁護派と鄧小平擁護派の妥協（すり合わせ）に時間を要したことを意味しているよう。

では、今回の決議の特徴は何か。

①毛沢東の功罪評価には、変わりはない。大躍進から文革に至るまで、基本的に否定している点では、へ1981年版歴史決議を踏襲したものだ。

②鄧小平、江沢民、胡錦濤、それぞれの時代の成果については、基本的にこれを肯定して、毛沢東に続く3代の指導者のメンツを保った。言い換えればこれらの時期に権益をえた人々の既得権益には触れないとしている。

③天安門事件に対しては、「反革命暴乱」の呼び方（改革積極派はこの文言に強く反発する）を避けて、「風波、動乱」と呼ぶ呼称を選んだ（後者の呼び方は、毛沢東思想一般と文革期における、いわゆる毛沢東最高指示等を腑分けし、「功績7分、過ち3分」とする文革評価に似て、天安門事件の「民主化動乱」の二重性に着目している。すなわち民主化要求

の正当性、根拠を部分的に認め、「反革命」と断罪することを避けつつ、単なる「政治的な風波」と矮小化する言い方だ。

こうして習近平の功績を語る部分に約1万9000字（すなわち全体の半分）を当て、毛沢東の名に18回言及し、鄧小平6回、江沢民1回、胡錦濤1回、習近平23回の言及となった。「改革開放」期に繰り返し強調された「集団指導（集体領導）」の4文字が消えたのは、習近平の強いリーダーシップを打ち出すうえで、「集団指導」の縛りが不都合だからであろう。ここでは集団指導派は習近平

リーダーシップ論に押し切られた。とはいえ、「集団指導」の作風は中国共産党の政治文化に深く根付いており、その作風が一挙に消えることがないのは明らかだろう。他方、「集団指導」の作風とツイになる「個人崇拜」も消えたが、これは、「党中央の核心」的地位とする新規定を新たな「個人崇拜」として反発する集団指導派の圧力によるものであろう。毛沢東に対する個人崇拜が文革期の過ちを修正困難なものとしたところから生まれた鄧小平流の集団指導路線からの脱出は認めたが、その行方が毛沢東流の「個人崇拜」に行き着くことがあってはならないとクギを刺す主張が相殺されたもの

と読めるであろう。

中国共産党は、建党百年の歴史を誇るが、毛沢東個人崇拜期とこれを批判する鄧小平集団指導体制期が鮮やかな対照を示す。習近平の「二つの核心」論は、両者の折衷案であり、鄧小平集団指導体制を与件としつつ、その枠内で習近平のリーダーシップを突出させる試みと筆者は解している。

習近平に毛沢東的カリスマ性のないことは明らかだ。とはいえ、過渡期をつないだ江沢民や胡錦濤のように、集団指導体制に流されて、リーダーシップ不在に陥ることも避けたい。これが江沢民の執政時代に途方もない汚職構造を生み出したからだ。しかしながら、習近平はこの汚職構造に果敢に挑むことによって、汚職にまみれた政敵を打倒するとともに、権力闘争に成功した。その辣腕は端倪すべからざるものがある。

とはいえ、2017年に第2期習近平政権がスタートしたとき、彼は新たな冷たい視線に迎えられた。それはへ5年後の習近平引退後を見よ、という視線にほかならない。鄧小平期に確立した指導部の（2期10年制論）によれば、習近平の2022年引退は既定の事実だ。習近平が2期10年の期間に行った粛清は、2

022年以後の新執行部がすべてこれを覆す。これが習近平の「虎退治」で追われた旧指導部陣営のカゲの声、合言葉であった。習近平は「虎退治」の未完成に気づいた。いったん退治された大虎小虎は、5年後の復活（復辟）を目指して隠密の地下活動、蠢動を始めている。

これに気づいた習近平は早速行動を起こした。まず憲法改正により、へ2期10年という枠組みの修正に着手した。この地下潮流を私は幸運にも直接体験した。2018年夏筆者は北京人民大学マルクス主義学院のシンポジウムに招かれた際に、習近平の3期15年構想に対する反発の巨大なうねりに接して衝撃を受けた。シンポジウムに参加した中国側参加者数十名の報告要旨は、いずれも習近平の3文字に誰一人として言及しなかった。報告ペーパーに習近平の名を書いたのは日本人一人（矢吹）と米国研究者3名だけであった（矢吹報告の骨子は、毛沢東の左傾路線と鄧小平の右傾路線を折衷したところに、中国電脳社会主義の可能性、現実性ありと分析し、それが習近平路線の内実になろう、とする予想であった）。要するに習近平の（2022年留任拒否ムード）が、2018年夏人民大学マルクス主義学院シンポジウムにおける中国党員知識人た

表1 中国を標的とした8か条のトランプ命令 (Executive Orders Directly Targeting China) と7か条の関連命令

日付	命令番号	中国を標的とした8か条
2017年12月20日	Executive Order 13818	重大な人権侵害と腐敗に関わった者の個人財産の凍結 (Blocking the Property of Persons Involved in Serious Human Rights Abuse or Corruption)
2020年5月28日	Executive Order 13925	オンライン検閲の防止 (Preventing Online Censorship)
2020年7月14日	Executive Order 13936	香港の正常化 (Hong Kong Normalization)
2020年8月6日	Executive Order 13942	TikTok による脅威と情報通信技術の危機および供給網を語る (Addressing the Threat Posed by TikTok, and Taking Additional Steps to Address the National Emergency with Respect to the Information and Communications Technology and Services Supply Chain)
2020年8月6日	Executive Order 13943	WeChat 微信の脅威と情報通信技術の危機および供給網を再度語る (Addressing the Threat Posed by WeChat, and Taking Additional Steps to Address the National Emergency with Respect to the Information and Communications Technology and Services Supply Chain)
2020年11月12日	Executive Order 13959	共産中国の軍事会社による投資の安全保障への脅威を語る (Addressing the Threat from Securities Investments that Finance Communist Chinese Military Companies)
2021年1月13日	Executive Order 13974	トランプ命令13959の修正、共産中国の軍事会社による投資の安全保障への脅威を語る (Amending Executive Order 13959 — Addressing the Threat from Securities Investments that Finance Communist Chinese Military Companies)
2021年1月5日	Executive Order 13971	中国企業の支配するアプリとソフトの脅威を語る (Addressing the Threat Posed by Applications and Other Software Developed or Controlled by Chinese Companies)

中国を直接標的としてはいないが、標的に中国が含まれる7か条の命令

2017年4月29日	Executive Order 13797	貿易・製造政策室の設置 (Establishment of the Office of Trade and Manufacturing Policy)
2017年7月21日	Executive Order 13806	製造・防衛産業および米国の供給網レジリエンスの評価・強化 (Assessing and Strengthening the Manufacturing and Defense Industrial Base and Supply Chain Resiliency of the United States)
2019年5月15日	Executive Order 13873	情報・通信技術および供給網の確保 (Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain)
2020年4月4日	Executive Order 13913	米国の通信サービス部門における外国参加の評価委員会の設置 (Establishing the Committee for the Assessment of Foreign Participation in the United States Telecommunications Services Sector)
2020年5月1日	Executive Order 13920	米国の基幹電力系統の確保 (Securing the United States Bulk-Power System)
2020年8月6日	Executive Order 13944	必須薬品・感染症対策・救急医療は米国産とせよ (Ensuring Essential Medicines, Medical Countermeasures, and Critical Inputs Are Made in the United States)
2020年9月30日	Executive Order 13953	必須ミネラルの国内供給網に対する外国の脅威を語る (Addressing the Threat to the Domestic Supply Chain from Reliance on Critical Minerals from Foreign Adversaries)

Source : Timeline of Executive Actions on China (2017–2021)

ちの思考を覆う反応であった。孤立気味の習近平にとって最も強力な援軍は、トランプ政権から届いた。これは現代の国際政治ドラマの皮肉な巡り合わせだ。トランプ政権は、表1のように、

18本の大統領命令を下して、中国封じ込め政策、すなわちデカップリング論を一步一步推し進めた。これら(8+7)都合15本の大統領命令は、WTO加盟以後の中国がグローバル

ル経済の一員として活動してきた土台を根底から揺るがす措置であり、中国および世界経済にとって青天の霹靂であった。この衝撃を受けた中国共産党の指導部は、習近平のもとに一致団結して、トランプ政

権の圧力に抗する道を選ばざるを得なかった。トランプ政権が打ち込んだクサビは、中国共産党の指導部の分裂対立を促すどころか、習近平のもとに団結してトランプ政権の圧力に抗する道を選ばせた。

2019年5月、筆者は再度招かれて北京五輪の施設として建設された通称〈鳥の巣〉で開かれた「アジア文明カニバル」なるイベントを参観して、中国5Gの威力を見聞した。これは習近平のイニシャティブで開かれた、時代を画するイベントであり、この年11月から全国主要都市で商業サービスが始まる5Gの首都北京におけるお披露目イベントでもあった。

筆者は1年前、2018年夏に人民大学シンポジウムで見聞した反習近平ムードが一掃されている事実を、半ば予想しつつも、あらためて強い印象を受けた。習近平任期をへ2期10年に限らず、5年延長を図ることに対する党内知識人たちの強い反発は、トランプ政権の乱暴極まるデカップリング政策のもとで雲散霧消したように見えた。習近平が自らを突出させ、指導部の固い団結を呼びかけたのは、トランプ政権の〈強圧政策に抗するため必要悪〉であることを反対派は納得せざるを得なかった。要するにトランプ政権

の中国封じ込め政策こそが習近平への権力集中にとって最大の援軍となった。

電腦社会主義の一部——ビッグデータの扱いと経済安全保障対策

さて、任期延長の習近平は、2017年にサイバー安全法を作り、2020年9月にグローバル安全イニシャティブを発表した。王毅（国務委員兼外相）によれば、「他国の重要インフラを破壊したり、重要データの窃取に反対する」よう呼びかけたものだ。

2021年11月には個人情報保護法を施行した。中国流の個人情報保護については、欧州連合（EU）の一般データ保護規則（GDPR）の規定を大いに参照していることが読み取れる。2021年6月にはデータ安全法も公布した。

こうして2017年6月に公布された①「インターネット安全法」および②2021年9月のデータ安全法、③2021年11月の個人情報保護法により、データ規制の枠組みが整った。これらの法律は、海外へのデータ持ち出しを厳しく制限する点に特徴があるが、むろん折からの米中衝突がその背景にあることは、言うまでもない。

2021年11月30日、中国当局は「ビッグデータ産業5か年計画」を発表し、工業信息（情報）化部が地方政府に通知した。これによると、2020年現在1兆元規模に育ったビッグデータ産業を、2025年までに年率25%の速度で発展させる目標を掲げている。この新たなデータ5か年計画においても、外国の制裁の影響を受けないビッグデータ産業体系の構築を目標に盛り込んでいる。

中国は米中覇権争いの核心の一つが「データ主権」にあることを熟知しており、一連の法整備を進めているが、国内的にはアリババ集団や Tencent のような中国ITの有力企業への規制も強化している。これは共同富裕論を意識した課税強化策でもあるとともに、これらの企業のもつビッグデータの外国流出防止も視野に入れている。この文脈で注目されるのは、配車アプリの大手、滴滴出行（ディディチューシン）に対するニューヨーク取引所の上場停止措置であろう。滴滴については、2021年7月末にも米紙『ウォールストリートジャーナル』が「株式の非公開化」を検討中と報じたが、有力IT企業のニューヨーク上場停止は、IT覇権争奪戦がより一歩進んだことを意味している。

表2 中国のインターネット規制の歩み

法規制や通知等の名称	
2017年6月1日	「中国サイバー安全法」(基本法)の制定
2017年6月9日	「ネットワーク重要インフラ設備及びネットワーク安全専用製品目録(第1回)」を公表
2017年6月27日	「国家ネットワーク安全・危機管理計画」通知を発表
2018年3月23日	「情報安全技術・ネットワーク安全保護〈等級評価ガイドライン〉(意見募集稿)」公布
2018年6月27日	「ネットワーク安全等級保護条例(意見募集稿)」を公布
2018年11月1日	「公安機関インターネット安全監督検査規定」を施行
2019年5月24日	「ネット安全審査弁法(意見募集稿)」公布
2019年5月28日	「データ安全管理弁法(意見募集稿)」公布
2019年5月31日	「児童個人情報ネットワーク保護規定(意見募集稿)」公布
2019年6月25日	「個人情報の越境移転安全評価弁法(意見募集稿)」を公布
2021年9月1日	「データ安全法」を施行
2021年11月1日	「個人情報保護法」を施行
2021年11月30日	「ビッグデータ産業5か年計画」発表

中国電脳社会主義の可能性

中国電脳社会主義の可能性を考えてみ

よう。

ここでその前提として考察する必要があるのは、以下の2点。①ソ連社会主義はどこで、なぜ失敗したのか、その原因追求が一つの課題である。②(ソ連解体に際して声高に叫ばれた)米国資本主義の〈独り勝ち論〉は、妥当な判断であったのか、これがもう一つの論点である。

まずはソ連社会主義の失敗から。

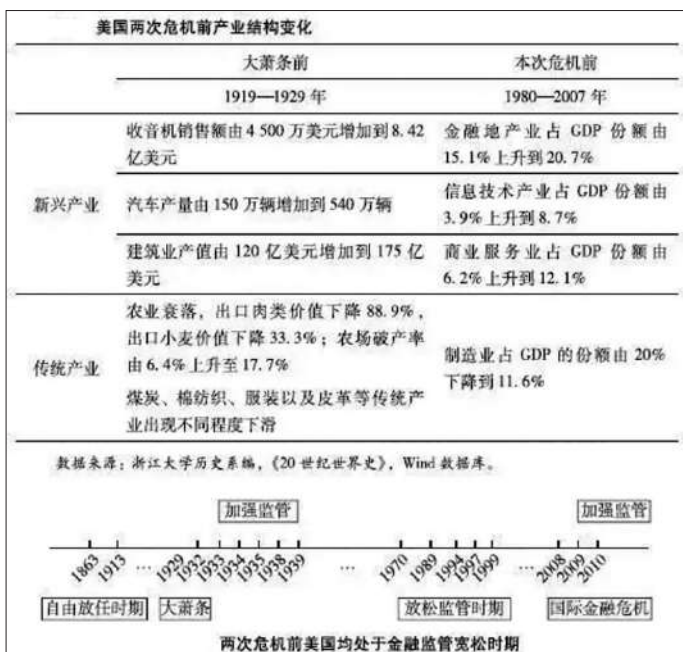
1917年のロシア革命で成立した社会主義政権は1991年に解体した。解体前夜までの社会主義圏と資本主義圏の対峙結果は、「一勝一敗一引き分け」であった(法政大学名誉教授岡田裕之氏の『経営志林』論文、法政大学経営学会編、2022年刊行予定)。すなわち、東西を分ける最前線で、ベトナムは、社会主義政権によって統一された。これが一勝だ。一敗とは、アフガニスタンにおけるソ連の敗北である(なお、2021年8月米軍のカブール撤退劇は1975年のサイゴン陥落に酷似するが、ここでは20世紀後半における両陣営の競争に局面を限定して考える)。

では、引き分けたのは、どこか。言うまでもなく、朝鮮半島における南北朝鮮の対峙である。両者は未だに「停戦」中

であり、終戦処理にさえ至っていない。これが20世紀後半における両陣営対峙の「表層における帰結」である。

より立ち入って深層を観察すると、スターリンの戦車による社会主義圏編入を当初から嫌悪していた東欧・北欧圏の独立要求や消費財を買い求める行列に疲れたソ連圏民衆の欲求不満など様々な要素を指摘できよう。内外の解体要因は複合的だ。しかしながら、決定的な要因はただ一つと見てよいのではないか。すなわち戦争期が終わり平和共存の時代になって目覚めた大衆の消費財需要を満たすうえで、計画経済システムが失敗したことである。

ハンガリーの経済学者コルナイ・ヤーノシュは『不足の経済学』(1980年)、『「不足」の政治経済学』、盛田常夫編訳、岩波現代選書、1984年)を書いて、ベストセラーになった。〈不足の経済〉という現実が旧ソ連経済の命取りになった。旧ソ連経済システムは、対帝国主義戦争への国民動員体制としては有効であり、ナチスの侵略に耐えたし、大戦直後の米ソ軍拡競争にも耐えた。たとえば1957年にはスプートニク1号の打ち上げに成功し、米国はアポロ計画で追いつくまでに10年を要した。これらの事実は、〈戦時経済としての計画経済システム〉



（解説）この表は世界恐慌の前夜（1919～1929）と今回のリーマン恐慌の前夜（1980～2007）を比較したもの。

二つの時期は産業構造も、それらを支える技術条件も大きく異なるが、資本主義に特有の恐慌というメカニズムは共通している。

リーマン恐慌の意味するものは何か。資本主義が恐慌を克服できないこと、そして恐慌脱出後の階級格差の途方もない拡大等である。後者はピケティらの分析（下図）に詳しい。



（解説）このグラフは世界恐慌とリーマン恐慌において、最も豊かな 1% 層の所得が国民所得全体に占める比率をピケティらの計算に基づいて示したものである。1920 年代の世界恐慌においては 23.9% を占めたが、21 世紀初頭のリーマン恐慌では、23.5% となり、ほぼ同じ水準であった。

のエコノミストを結果として『兩次全球大危機の比較研究』（孫治方経済科学賞受賞、中国经济出版社、2013 年）という本を書いて、資本主義の死に至る病を分析した。

の有効性を証明した。
しかしながら、フルシチョフ期に到り、平和共存が始まり、大衆の広範な消費財需要が芽生え、旧ソ連経済システムは、多様なニーズからなる消費財生産に対応できず、人々は日々の行列に悩まされ、行列経済に疲れた。怨嗟の音が街角にあふれ、人々は米国流の消費文明に憧れた。〈戦時経済としての計画経済システム〉を〈平和経済としての計画経済システム〉を

ム〉に転換することができなかった。マルクス『資本論』の再生産表式でいえば、生産部門（第一部門）重点主義から消費財部門（第二部門）への重点移行に失敗した。この失敗を〈計画経済の失敗〉と結論づけるのは短絡的だ。時々刻々変化する消費財需要を随時的確に把握できるならば、それらの需要を満たす計画経済は不可能ではない。これが 21 世紀の、著者の主張する電脳社会主義の核心である。

次に後者、資本主義の病について。
20 世紀末に独り勝ちに酔った米国資本主義の夢は短いものに終わった。ヘッジファンドの暴走は、ソ連という歯止めを失って暴走し、21 世紀初頭の 2008 年 9 月、リーマン危機として爆発した。この恐慌は 1929 年の世界恐慌に匹敵すると巷間騒がれた。中国のトップエコノミスト劉鶴（習近平の中学級友で最も信頼するエコノミスト）は、早速中国有数の

筆者がここで着目しているのは、ソ連圏の存在が暴走する資本主義に対して、事実上の歯止め役を果たしてきたことだ。遺憾ながら、この重要な事実を人々が気づいたのは、ソ連解体以後だ（むろん劉鶴らの分析においては、世界恐慌以後、労働者階級への社会福祉政策が充実されたことへの言及がある）。ヘッジファンドの暴走を抑制するメカニズムが欠如することを、人々はリーマン恐慌回復後の所得格差の途方もない拡大によって「後知恵」として、ようやく認識した。やはり資本主義の病は、死に至るまで治せないのか。

毛沢東の後継者鄧小平は、ソ連解体の内実および米国を先頭とする資本主義諸国の病を直視しつつ、社会主義市場経済の道を選択した。彼がまず取り組んだのは、人民公社の解体によって農民の生産意欲を引き出し、農村市場を野菜や魚・肉であふれさせる自由化である。次いで、農村の郷鎮企業を奨励し、生活用品を大量に供給した。国有企業に対しても、民需を満たすような生産シフトを促した。これは国内向けの資源再配分措置だが、同時に経済特区を設けて外資導入、技術導入、そして経営ノウハウの導入を奨励した。このような一連の鄧小平改革によ

り、貧困の悪平等と揶揄された中国経済は活性化に転じた。鄧小平がこのような経済政策の転換を断行できたのは、一方では日本の高度成長やこれを追うアジア四小竜（韓国・台湾・香港・シンガポール）の成功を直視しつつ、片目で、ソ連経済の停滞を分析したからと思われる。肝心なことは、旧ソ連システムを学び、これを克服しようと試みた毛沢東の失敗を直視しつつ、合わせて旧ソ連解体の教訓を〈反面教師として学ぶスタンス〉を堅持したことであろう。白猫黒猫論で知られる実務家鄧小平は、大衆の消費財需要を満たすことに最も意を用いて、それに成功したわけだ。大衆の支持を得られるかぎり、共産党丸という船が人民の大海で覆されることはない。

鄧小平は、自らの政策のポイントを次の通り、三つの語録で語った。それは〈先富論〉として広く知られている。彼は〈先富論〉を語りながら、同時に〈共同富裕〉を語ることを忘れなかった。習近平が2021年夏に〈共同富裕〉に言及したとき、西側では毛沢東路線への回帰か、と大騒ぎした。なるほど毛沢東の平等主義は〈共同富裕〉を理想としたが、〈共同富裕〉は同時に〈先富論〉のツイであり、鄧小平は、毛沢東路線を大転換

したが、共同富裕の理想を放棄すること
はなかったのだ。

極度に少ないコロナ死者数が示す 電脳社会の合理性

ズバリ一例を挙げよう。人口百万当たりのコロナ死者は、米国2363人、日本145人に対して、中国は3・2人にすぎない。米国、日本の死者は、それぞれ中国の738倍、45倍だ（札幌医科大学コロナ統計2021年12月1日現在）。

〈中国電脳社会主義〉の優位性は、コロナ対策に関するかぎり、一目瞭然であろう。コロナ禍に直面してGセブン諸国（旧植民地に支えられ、現在は移民労働

鄧小平語録1. <一部分地区、一部分人可以先富起来，带动和帮助其他地区、其他的人，逐步达到共同富裕。> —— 鄧小平1985年10月23日 ニューヨーク・タイムズが組織した米国高級企業家代表団を接見した際に語る

鄧小平語録2. <我们的政策是让一部分人、一部分地区先富起来，以带动和帮助落后的地区，先进地区帮助落后地区是一个义务。> —— 鄧小平1986年3月28日ニュージーランド首相ランイを接見した際に語る

鄧小平語録3. <我的一贯主张是，让一部分人、一部分地区先富起来，大原则是共同富裕。一部分地区发展快一点，带动大部分地区，这是加速发展、达到共同富裕的捷径。> —— 鄧小平1986年8月19日-21天津視察の際に語る

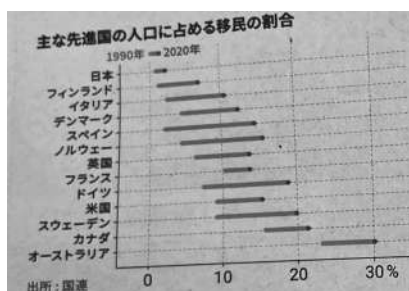
表3 人口百万当たりのGセブンコロナ死者数を中国と比較すると

(2021年12月1日現在)

(右欄は、中国を1とする倍数)

米 国	2363	738
イ タ リ ア	2215	692
英 国	2145	670
フ ラ ン ス	1842	576
ド イ ツ	1220	381
カ ナ ダ	789	247
世 界	670	209
日 本	145	45
中 国	3.2	1

資料 札幌医科大学ホームページ

人口あたりの新型コロナウイルス死者数の推移
【世界・国別】 (sapmed.ac.jp)

払うことができない。それどころか罹患のままで3K職場へ働きに行き、コロナウイルスを拡散している。米国の黒人等の非白人市民が治療費を払えない現実、低所得階級、経済格差の問題であり、

者に支えられる帝国主義諸国)は、日本を含めて、異口同音に中国の権威主義体制を批判して、Gセブン諸国こそが人権を守り、民主主義に依拠しつつ、コロナ対策を進めている」と繰り返した。日本政府は「価値観を共有するGセブン諸国と共に歩む」と繰り返した。

しかしながら、彼らの説く「人権」や「民主主義」は、コロナ死亡率とどう関わるのか。中国と比べて2桁も多い死者を数えている国に他国の人権状況や政治制度を批判する資格はあるのか。米国や英仏等旧帝国主義諸国でなぜ人口比死亡率が高いのか。最大の要因は、旧植民地から宗主国へ移民労働者として渡った人々の劣悪な、人権無視の生活条件であろう。彼らは罹患しても病院に行き、治療費を

福祉国家の矛盾をコロナ禍が暴露したと読むことができよう。第2次世界大戦後声高に語られてきた福利国家、福祉政策の恩恵は旧植民地から出稼ぎにやってきた「2級市民」には届いていない。この現実をコロナウイルスが暴いた形である。福祉政策はなるほど存在している。問題はその政策のカバー範囲が白人社会に限られている現実だ。コロナウイルスは付度せずに、その虚飾をはぎ取ったのだ。

コロナ死亡率の著しい格差の意味するものを今こそ、事実にして再考すべきだ。中国で行われているゼロ・ウィルス作戦が妥当な戦略か否かについては、筆者は異なる見解をもつが、それはさておき、中国における対策の有効性は、単にコロナ対策にとどまらないはずだ。ウィルスの流行

をオンタイムで把握して、必要な対策をオンタイムで行う試みに成功したことは、中国全社会のガバナンスにおいて、ビッグデータの活用が正しく行われ始めたことを示唆する。これは単なる「上からの管理」ではない。それぞれの地域・職場の実態を当該地の人々が正しく認識して行動した総体としての成功、すなわち「ガバナンス(＝治理)の成功」だ。これを単なる監視社会、強権支配と矮小化すべきではない。人々がそれぞれの状況を的確に理解したうえで生まれた、的確な情報に支えられた行動を根拠としており、電腦社会主義の一面面を鮮やかに示したものと筆者は解する。コロナ対策の成功体験が中国社会全般に及ぶこと——これが電腦社会主義にはかならない。むしろ電腦社会主義の全体図はまだ見えていない。しかしながら、コロナ対策における中国の成功は、このシステムを全社会のあらゆる分野に応用する可能性を示唆していることは疑いない。電腦社会主義の可能性は、コロナ対策を通じて大きく前進した。デジタル時代の社会主義は、貴陽から上海に至るビッグデータの取引所開設によって前進している。それはオーウェル流の「ビッグブラザー」による独裁」とは、似て非なるものだ。(2021年12月脱稿)